

農業・農村コンセンサス形成総合推進事業の運用について

制 定 平成年 9 月 11 日 付け 農企第 118 号 農政部長 通達
最終改正 令和 3 年 3 月 29 日 付け 農政第 号 農政部長 通知

農業・農村コンセンサス形成総合推進事業実施要領（平成 9 年 8 月 19 日 付け 農企第 104 号 北海道農政部長 通達。以下「要領」という。）第 6 の農政部長が別に定める事項は次のとおりとする。

第 1 草の根交流促進事業について

1 事業の実施主体

要領第 3 の 1 の（1）の事業実施主体のうち、農業者が組織する団体は次のとおりとする。

- （1）世帯を別にする 2 名以上の農業者で構成される農業者グループ。
- （2）農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人であって、その構成員に 2 戸以上の農家を含むもの。
ただし、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が出資等するものを除く。
- （3）農業者グループに農業者以外の者が含まれている場合は、その構成割合が原則として全体の半数を超えない範囲とする。

2 補助対象経費

- （1）要領第 2 の 1 の（1）の事業の補助対象経費については、次のとおりとする。
 - ア 農場看板の作成費、設置費など。
 - イ 地域又は集落を対象とした農村案内看板の作成費、設置費など。
- （2）要領第 2 の 1 の（2）の事業の補助対象経費については、次のとおりとする。
 - ア 実践活動の企画に要する経費
農作業体験等の説明資料作成費、通信費、旅費、事務費等
 - イ 実践活動の実施に要する経費
ほ場利用料、加工施設使用料、農作業・加工体験に必要な用具類等の借上げ料、会場借上げ料、バス借上げ料、加工体験に必要な原材料・調味料等購入費、農作業・加工体験に必要な消耗品等の購入費、資料作成費、講師等謝礼、新型コロナウイルス感染症等の感染対策のために必要な経費（会場経費、消耗品費）等
 - ウ ふれあいファームの実践活動の PR に要する経費
PR 資材の制作・印刷費等
 - エ その他
実践活動を通じて農業・農村への理解を促進するために要する経費

3 事業の採択等

- （1）要領第 2 の 1 の（1）及び（2）の事業の採択にあたっては、「ふれあいファーム」に登録している団体又は構成員の中に「ふれあいファーム」に登録している者がいる団体を対象として採択するものとする。
- （2）要領第 2 の 1 の（1）の事業の標準事業費は、第 1 の 2 の（1）の A にあつては、60 千円程度（戸当たり）、同じくイにあつては、160 千円程度（地域又は集落当たり）とし、看板等については事業の趣旨に沿って道民等の訪問を誘引するようなものであるとともに、作成に係る素材については地域の特色を生かした素材を活用するものとする。
- （3）他の補助事業等で既に農場看板等の整備が行われている場合、又は、農業者の経済行為の直接的な PR 等に類する内容の看板である場合は、事業の対象としないものとする。
- （4）要領第 2 の 1 の（2）の事業については、新たに取り組む農業者グループを優先す

るものとする。

第2 農業・農村パートナーシップ促進事業について

1 事業の実施主体

要領第3の1の(2)の事業実施主体については、次のとおりとする。

- (1) 「農業者と農業関係以外の者で組織する団体」とは、農業者と農業関係以外の者の双方が会員（構成員）となって設立された団体で、団体規約、代表者等の定めがあるものとする。
- (2) 「総合振興局長等が適当と認める団体」とは、農業者又は農業者グループ（以下「農業者等」という。）が農業関係以外の者又は主たる構成員が農業関係以外の団体（以下「農業関係以外の者等」という。）の協力を得て、又は、農業関係以外の者等が農業者等の協力を得て、それぞれの役割分担と責任の所在を明確にして事業を実施しようとしている団体とする。
なお、「農業者グループ」とは、世帯を別にする2名以上の農業者で構成されるものとし、「主たる構成員が農業関係以外の団体」とは、農業者数が構成員全体の半数を超えない団体とする。
- (3) 基本的に非営利団体であることとするが、営利を目的とする団体にあっても、公益的な取組を行う場合は、対象とする。

2 補助対象経費

要領第2の2の事業の補助対象経費については、次のとおりとする。

- (1) 農業・農村に対する理解を促進するために実施する「産地見学会」、「農業者と農業関係以外の者との意見交換会」、「研修会（講演会）」などの開催経費
バス借上げ料、会場借上げ料、講師等謝礼、講師等旅費、パンフレット・リーフレット作成費、事務費等
- (2) 農業・農村をPRする活動
会場借上げ料、PR資材（パネル、パンフレット・リーフレット）作成費、事務費等
- (3) 農村の機能を活用した小中学生等の体験学習などの取組
バス借上げ料、ほ場利用料・管理委託費（種子、肥料等の資材費を含む）、体験感想文集作成費、事務費等
- (4) 「市民農業学校」を開設する取組
バス借上げ料、ほ場利用料、加工施設使用料、テキスト・報告書印刷費、会場借上げ料、農作業体験等に必要な消耗品の購入費、講師等謝礼等
- (5) その他
農業・農村に対する理解を促進するために実施する活動に要する経費（新型コロナウイルス感染症等の感染対策のために必要な経費（会場経費、消耗品費）を含む）等

3 事業の採択等

- (1) 営利を目的としない取組を対象とするものとする。
- (2) 同一の事業実施主体への補助は3年を限度とする。

第3 「ふれあいファーム」について

要領第5の「ふれあいファーム」の登録等は、次により行うものとする。

1 「ふれあいファーム」の登録

市町村長は、(1)及び(2)の点に留意しながら、趣旨に賛同する農業者の中から「ふれあいファーム」の候補者を選定し、別記様式第1号の「ふれあいファーム推薦調書」を作成の上、総合振興局長等に提出するものとする。

総合振興局長等は、市町村長から推薦のあった農場について、農政部長に報告するものとする。

農政部長は、総合振興局長等から報告のあった農場を「ふれあいファーム」として登録し、登録後は、総合振興局長等を通じて別記様式第2号の「ふれあいファーム登録通知書」により当該農場の代表者に通知するとともに、登録された「ふれあいファーム」の名

簿の管理を行うものとする。

(1) 「ふれあいファーム」の定義と活動内容

ア 定義

都市生活者など広く道民と接する機会を設け、農業・農村への理解を促進する啓発活動や情報発信活動等に意欲的に取り組む農業者の農場

イ 活動内容

(ア) 都市と農村の交流等における農業体験の指導や対話など、道民とふれあう機会を通じた農業・農村の理解の促進のための啓発活動

(イ) 都市住民等に対する農業・農村のPRや情報発信活動

(ウ) その他、農業・農村の理解の促進に資する活動

(2) 「ふれあいファーム」の推薦の条件

ア 地域で現に農業に従事している者

イ 地域の農業・農村の振興に対して意欲の高い者

ウ 農業・農村のもつ役割や多面的機能（「食料生産の重要性」、「良好な自然環境の保持」や「うるおいのある空間の提供」など）について、都市・農村交流や情報発信などを通じ、道民の理解の促進に努めることが可能と認められる者

2 「ふれあいファーム」の登録内容の変更

「ふれあいファーム」の名称、代表者等に変更があった場合は、市町村長は、別記様式第3号の「ふれあいファームに係る変更届」を総合振興局長等に提出するものとする。総合振興局長等は、市町村長から提出があった変更内容を遅滞なく農政部長に報告するものとする。

3 「ふれあいファーム」の登録の抹消

健康上の理由等により、ふれあいファームから登録辞退の申し出があった場合は、市町村長は、別記様式第4号の「ふれあいファーム登録辞退届」を総合振興局長等に提出するものとする。総合振興局長等は、市町村長から提出があった内容を遅滞なく農政部長に報告するものとし、農政部長は、報告のあった「ふれあいファーム」の登録を抹消するものとする。

また、登録した者が社会的、道義的にふさわしくない行為を行ったときは、農政部長は登録を抹消することができるものとする。

4 「ふれあいファーム」の趣旨の普及及びPR

道は、「ふれあいファーム」制度の趣旨の普及を図るとともに、登録された「ふれあいファーム」の積極的なPRと活動の促進を図るものとする。

第4 農業改良普及センターの協力

1 市町村長は、「ふれあいファーム」の登録に際し、農業改良普及センターの協力を得ながら候補者の推薦にあたるものとする。

2 総合振興局長等は、「ふれあいファーム」の登録と活動促進に際し、農業改良普及センターと密接な連携を図るものとする。

3 要領第3の1の事業実施主体は、事業の実施に際し、農業改良普及センターに指導・協力等を要請することができるものとする。

第5 報告

総合振興局長等は、市町村長と協力して「ふれあいファーム」から別記様式第5号の「ふれあいファーム活動状況報告書」を取りまとめ、翌年度の4月末日までに農政部長に報告するものとする。

附則 (平成9年9月11日付け農企第118号)

この運用は、平成9年9月11日から施行する。

附則 (平成10年7月29日付け農企第385号)

この改正は、平成10年7月29日から施行する。

附則（平成11年5月25日付け農企第219号）

この改正は、平成11年5月25日から施行する。

附則（平成13年4月2日付け農企第799号）

この改正は、平成13年4月2日から施行する。

附則（平成21年4月1日付け農設第509号）

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年10月1日付け農設第326号）

この改正は、平成21年10月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日付け農設第520号）

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月16日付け農設第33号）

この改正は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成31年4月26日付け農政第143号）

この改正は、平成31年4月26日から施行する。

附則（令和3年3月29日付け農政第1384号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

ふれあいファーム推薦調書（ 年度）

総合振興局長（振興局長） 様

市町村長名

ふれあいファームについて、次のとおり推薦します。

記

1 ふれあいファームの住所・代表者名等

農 場 名 (代表者名)	代表者 の年齢	住 所	備 考
		〒 (TEL)	
		〒 (TEL)	

(注) 備考欄には、農業者が現在行っている体験活動等の取組状況について記入する。(年齢は4月1日現在)

2 推薦理由

--

3 ふれあいファームの経営概況

別紙「経営概要書」のとおり（農場ごとに作成）

(別紙)

ふれあいファーム経営概要書

農 場 名	
代 表 者 名	

1 農業従事状況
家族人数 人（うち農業従事者 人）

2 経営土地面積 (単位：ha)

区分	農 地			施設用地	宅 地	その他
	田	畑	計			
面積						

3 作付面積（前年度） (単位：ha)

作物名					
面 積					

4 家畜飼養頭羽数

区分	乳 用 牛					
	経産牛	育成牛	計			
頭 羽 数						

5 農業生産以外の多角的な経営の概要

--

6 農業・農村への理解の促進に向けた取組の考え方

--

ふれあいファーム登録通知書

(記号) 第 号
 年 月 日

(ふれあいファーム代表者) 様

北海道農政部長

「ふれあいファーム」の登録について

この度、市町村の推薦に基づき、あなたの農場を「ふれあいファーム」として登録しましたのでお知らせします。

農業・農村に対する道民の理解を促進するため、今後とも意欲的に取組を進められるようお願いいたします。

(〇〇課〇〇係)

ふれあいファームに係る変更届

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

市町村長名

ふれあいファームについて、次のとおり変更があったので、届け出ます。

記

1 ふれあいファームの名称・代表者名

農場（グループ）名	代 表 者 名

2 変更事項

--

3 変更内容

変更前	
変更後	

ふれあいファーム登録辞退届

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

市町村長名

ふれあいファームから、次のとおり登録辞退の申し出があったので、届け出ます。

記

1 登録辞退を申し出たふれあいファームの名称等

農 場 名	代 表 者 名

2 登録辞退の理由

--

ふれあいファーム活動状況報告書（ 年度）

市 町 村 名
ふれあいファーム名
代 表 者 名
※ グ ル ー プ 名
※ 代 表 者 名

項 目	内 容	延 来 訪 者 数
取 り 組 ん だ 内 容 等		

項 目	内 容
取 組 に 対 す る 意 見	

注1 複数の農場等で構成するグループに所属している場合は、※も記入してください。 注2
 グループとして取り組んだ交流活動の内容及び来訪者数は、当該グループの代表者の報告書
 にまとめて記入してください。